

令和3年5月6日

各労災保険指定薬局 殿

熊本労働局労働基準部
労災補償課

労災保険指定薬局変更届について

平素より労災保険の運営につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険指定薬局の変更の届出については、労災保険指定薬局療養担当契約事項の12に変更の届出の事由が定められており、「管理薬剤師に異動があったとき」についても速やかに届け出こととなっております。

今般、指定薬局・指名機関登録(変更)報告書は、管理薬剤師の異動に対応する様式となっていたいなかったことから、労災保険指定薬局変更届の様式を整備し、熊本労働局ホームページに掲載しましたので、本件通知後に管理薬剤師に異動があった場合は労災保険指定薬局変更届の提出をお願いします。

(熊本労働局ホームページ)→(各種法令・制度・手続き)→(労災保険関係)→(手続き)
→(労災保険指定薬局変更届(管理薬剤師の異動)について)

【変更の届出の事由】

- (1) 薬剤を廃止、休止若しくは薬局を再開したとき
- (2) 管理薬剤師に異動があったとき
- (3) 開設者の氏名又は住所が変更されたとき
- (4) 薬局の名称が変更されたとき
- (5) 支払いを受ける金融機関又は口座を変更したとき

〒860-8514

熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局労働基準部労災補償課

☎096-355-3183